

玉東町空き家利活用促進補助制度

玉東町では、町外から移住を希望される多数の方々に、空き家の利用希望を登録いただいておりますが、移住希望者に対して、提供できる物件が少なく希望に十分応えられない状況であります。

「空き家にはまだ家財道具があるから！」と受け渡しにためらいがある空き家所有者の方へ向け、家財道具の撤去費用やクリーニング費用等を補助することで、空き家の利活用を支援します

空き家になっている物件を玉東町空き家バンクに登録しませんか？

補助金の交付対象

下記の条件を満たす場合に補助金の交付対象となります。

【対象者】

玉東町空き家バンクに登録済みの空き家所有者で
税金の滞納をしていないこと。

【対象空き家の条件】

過去に当補助金を活用していない空き家であること。

※老朽化により居住に支障があるなど、

空き家の状態により交付できないことがあります。



補助金額

空き家バンクに登録した物件の空き家所有者に対し家財道具の撤去、クリーニング等に係る費用の2分の1を交付します。(上限20万円)

※詳しくは玉東町ホームページ(要綱)を確認ください。

制度開始日

平成31年4月1日

ご不明な点は企画財政課までお問い合わせください。



問い合わせ先 企画財政課 ☎85-3188